

第2章 災 害 予 防 計 画

第2章 災害予防計画

第1節 計画的な地震防災対策の推進

担当部署	対策の概要
■ 各部局 ■ 防災関係機関	☐ 減災計画の推進

第1 基本方針

市は、地震や津波の災害から市民の生命や財産に及ぼす被害を最小限に留めるため、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、地震防災対策の実施に関する目標を設定する。

市はこれを実現するために、県が策定する秋田県防災・減災・国土強靱化計画及び地震防災緊急事業五箇年計画に則り、計画的な地震防災対策を推進する。

第2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

1 第6次地震防災緊急事業五箇年計画 令和3年度～令和7年度

災害に強いまちづくりにより、地震災害から市民等の安全を確保するため次に掲げる事業を積極的に推進する。

2 地震防災緊急事業五箇年計画書

市は、次に示す当該事業が県の地震防災緊急五箇年計画に盛り込むよう調整を図り、事業を推進する。

（1）地震防災緊急事業五箇年計画書

事業名	事業主体	施設等の位置	事業の概要
公立小学校 （屋内運動場）	男 鹿 市	男 鹿 市	公立学校施設整備事業 1校 1棟 船川第一小
海岸保全施設 （市管理漁港）	男 鹿 市	男 鹿 市	農山漁村地域整備事業 4箇所 1式 脇本・五里合・加茂・湯ノ尻漁港海岸

(2) 緊急事業五箇年計画以外の事業計画書

事業名	事業主体	施設等の位置	事業の概要
避難路	男 鹿 市	男 鹿 市	避難用施設整備事業 避難所等、避難路表示看板設置
消防用施設	男 鹿 市	男 鹿 市	小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプ、防火水槽 飲用水兼用貯水槽、救助工具等
防災行政無線施設	男 鹿 市	男 鹿 市	無線施設整備
避難所施設	男 鹿 市	男 鹿 市	避難所施設環境整備

第2節 災害情報の収集、伝達計画

担当部署	対策の概要
☒ 総務企画部 ☒ 防災関係機関	☐ 情報収集、伝達体制の整備

第1 計画の方針

地震災害発生時における被害状況の迅速かつ的確な収集・把握は、あらゆる応急対策、災害復旧、復興を実施するための基本となるものであり、市及び防災関係機関は、所掌業務に関する的確な被害情報を、災害対策本部等へ報告する。

また、住民への情報伝達については、簡潔で「わかり易い」表現とし、特に避難行動要支援者への配慮に重点を置くことが必要であり、このため、平時から計画的な訓練の実施と検証を積み重ねる。

さらに、緊急地震速報の伝達については、職員への確実な連絡体制と通信手段の整備に努めるほか、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなどにより、組織体制や個々の役割についても計画的に検証し、これらの結果を踏まえた見直しや検討を行う。

第2 緊急地震速報の種類と発表基準

1 緊急地震速報の発表

気象庁では、地震動による被害の軽減を図るため、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、地域名(全国を約200地域に分割)等を「緊急地震速報」として可能な限り素早く、テレビやラジオを通じて発表する。

2 緊急地震速報の種類と発表基準

気象庁は地震動警報・予報の発表にあたっては「緊急地震速報」の名称を用いることとし、警報と予報の区別については、次のとおりである。

種 類	名 称	発 表 基 準
地震動速報	緊急地震速報(警報)	最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。
地震動予報	緊急地震速報(予報)	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想された

		ときに発表する。
--	--	----------

注）緊急地震速報（警報）は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。

解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

3 緊急地震速報（警報）の発表条件

（1）緊急地震速報を発表する条件

地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合

（2）緊急地震速報の内容

ア 地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名

イ 強い揺れ（震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域名（本市は、秋田県沿岸北部に属する）。具体的な予測震度と猶予時間は発表しない。

4 緊急地震速報の伝達

テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）のほか、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による防災行政無線を通して伝達する。

5 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、震度または長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパート等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口、階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
街等屋外の集客施設	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばか

	ら離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

6 普及啓発の推進

市は、秋田地方気象台、県その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること、及び震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

第3 情報収集・伝達体制

1 体制の整備

- （1）市は、警報等を住民要配慮者利用施設等に確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、県総合防災情報システム、防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、衛星携帯電話、携帯電話メールシステム、X等のソーシャルメディアなど、多様な情報伝達手段を活用し被害情報等の収集及び伝達をする。
- （2）市は、避難所等をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底に努める。
- （3）市及び関係機関は、相互に連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報ルート体制の多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等体制の確立に努める。
- （4）市及び関係機関は、相互間においての情報収集、連絡体制の整備を図る。
その際、夜間休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。
- （5）関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ防災ヘリコプターや巡視船、航空機、無人航空機など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。
- （6）関係機関は、防災行政無線、消防無線等の活用の他に、衛星通信、パソコン通信、衛星携帯電話等の通信手段の整備などにより民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報の収集体制の整備に努める。
- （7）地域住民等からの情報収集体制の整備

市は、地震災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報

道機関、市民等からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

2 情報伝達手段の確保

市は、地震時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、「秋田県総合防災情報システム」（2次期「秋田県総合防災情報システム」の整備は平成27年より稼働）を介し、災害時における多様な情報収集、伝達通信連絡手段の整備充実に努めるほか、戸別受信機の導入促進、屋外スピーカー聞こえにくさの解消に努める。

第3節 火災予防計画

担当部署	対策の概要
■ 消防本部	☐ 出火防止、火災予防対策の推進
■ 総務企画部	☐ 消防水利の整備
■ 防災関係機関	

第1 計画の方針

地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害になる可能性が高いことから、人的・物的被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関は、出火防止はもとより初期消火に加え、火災の延焼防止のため、必要な事業の実施及び施設の整備等、火災予防対策の徹底に努める。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、出火防止、火災予防の徹底に努める。

第2 出火防止と初期消火

1 現況

消防機関は、消防力の充実強化と火災予防組合等の組織化及び住民に対する防火思想の普及等、火災の未然防止に努めている。特に、耐震安全装置付火気使用設備器具等の普及と消火器、消火用バケツの備え付け、水の汲み置き等について指導に努めている。

2 対策

地震災害時の出火要因には、発火源等としてのガス、石油及び電気等の火気使用設備・器具のほかに危険物、化学薬品等からの出火が考えられ、秋田県地震被害想定調査では相当数の火災の発生が予想される。

このため、消防機関は出火につながる要因を分析、検討を加え、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

市民に対しては、地震災害時における出火をできる限り防止するため、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図る。

(1) 出火防止

消防機関は次の対策を推進する。

ア 消防力の強化

- (ア) 消防団員の充実確保を図る。
- (イ) 消防施設、資機材等の整備に努める。
- (ウ) 消防水利の整備を推進し、火災危険度の高い地域に重点的に整備を図る。
- (エ) 救急救助のための高規格救急車等資機材の整備に努める。

イ 燃焼器具等の管理指導

耐震安全装置付き石油燃料器具の普及徹底、火気使用設備の固定等各種の安全対策を推進するとともに、住宅用防災機器の普及や火気使用設備・器具の点検と整備について指導を行い出火の抑制に努める。

ウ 火災予防条例等の周知徹底

住民に対し、火災予防に関する規則等について普及徹底をする。

(2) 防災教育の推進

市及び消防機関は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、市民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進する。

また、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間防火組織としての自主防災組織、防火クラブ等が市全域に設立されるよう育成指導を強化する。

3 初期消火

- (1) 地震発生時の火災発生及び延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火対策が重要である。このため、家庭、事業所等にあっては自主防災体制を充実強化し、防災教育及び防災訓練により市民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

- (2) 消防機関は、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、防火管理者の資質の向上を図り、選任義務のある防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行する。

- (3) 出火防止及び初期消火技術指導

住民や自主防災組織に対して、地震発生直後の初期消火について技術指導を図る。

各家庭に消火器、消火用バケツの備付けと初期消火技術の向上について指導する。また、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努める。

加えて、特に危険性の高い木造密集市街地や津波浸水想定区域等の火災・延焼危険性が高い地域をはじめとして、地震発生後の電気等に起因する火災の発生を未然に防止するため、避難の際の安全措置の広報等に努める。

第3 火災の延焼拡大の防止

1 現況

地震による火災の発生は、同時多発的であり大火災となるおそれがあり、これを防止するため、各種の研究資料に基づき消防力の強化、市街地の消防計画の整備及び建築物の不燃化等についての指導を図っている。

2 対策

消防機関は次の対策を推進する。

(1) 市街地における消防計画の整備

消防計画の作成にあたっては、特に木造家屋の密集度、並びに消防活動のための道路状況等に応じた消防活動が実施できる体制の整備に努める。

(2) 予防査察

消防長又は消防署長は、平常時から関係の場所への立入り査察、予防査察などを計画的に実施して震災時の対応について現場指導を行う。

(3) 町内会等の自主防災組織を強化し、火災発生時における組織的な初期消火能力の向上を図る。

第4 消防水利の整備

1 現況

地震動による水道施設の損壊等によって消火栓の断水や機能低下、又は道路や建物等の損壊によって消防自動車の運行障害が発生するなど消防活動が制約されるため、自然水利の確認並びに防火水槽の整備を計画的に実施している。

2 対策

(1) 防火水槽の建設にあたっては、木造家屋の密集地、避難所等の周辺等を優先的に整備する。

(2) 防火水槽の構造は、耐震性とする。

(3) 自然水利と、プールなどの人工水利の適切な確保、整備に努める。

第4節 建築物等災害予防計画

担当部署	対策の概要
■ 総務企画部	☐ 市管理施設の耐震化対策の推進
■ 市民福祉部	☐ 石綿飛散防止に係る情報収集・伝達体制、応急措置体制の整備
■ 産業建設部	☐ 一般建築物の耐震化促進、周知及び指導
■ 教育委員会	☐ 学校教育施設の耐震化対策の推進

第1 計画の方針

地震及び火災等による建築物等の損壊及び消失を防止又は軽減するため、都市計画法・建築基準法等に基づき、建築物等の耐震化及び不燃化等必要な事業を推進する。

特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な施行により、耐震診断及び耐震改修の促進に努める。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、建築物等の耐震改修やブロック塀、建物内の安全化対策に努める。市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

第2 公共建築物

1 現況

公共建築物のうち、主要な施設は災害発生時における避難、救護、応急復旧対策等の防災活動等の拠点施設となるものであり、災害発生時に即時対応できるよう防災機能を考慮し、整備に努めている。

2 対策

（1）市管理施設

市が所有する主な施設は、防災活動上必要な拠点となることから、その施設の点検整備に努める。

ア 市は、旧耐震基準により建築された施設を含む所管施設の耐震診断・点検等を実施し、診断結果を踏まえた適切な耐震補強・改修等を行う。また、天井の仕上げ材などの非構造部材についても、耐震性の確保を図るため各種の点検を実施し、必要な改修等を行う。

イ 災害時の避難施設となる学校等や、応急対策活動の拠点となる施設の耐震性確保は、優先的に実施する。

ウ 市立学校においては、文部科学省の指針に基づく非構造部材の定期的な点検を実施するとともに、異状箇所について、改修・改善を図る。

エ 市立学校の体育館建築にあつては、災害時に避難所となることを想定し、トイレ・シャワー室・情報端末配線など、避難所として必要な機能の整備を行う。

オ 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(2) 市所管以外の施設

市の所管以外の施設については、施設の管理者が点検整備に努める。

第3 一般の建築物

1 現況

建築関係法令等の遵守により、建築物及び特定工作物等の安全性はかなり高い水準に達しつつある。しかし、建築基準法の耐震規定の改正以前に建築されたものについては、耐震性の強化を図る必要がある。

2 対策

(1) 建築物の耐震化の促進

ア 新築及び増改築される建築物については、建築確認申請事務を通じ、耐震に関する法令等の周知徹底を図る。

イ 地震による倒壊等、被災時の影響が大きい建築物、避難所に指定されている体育館等の防災拠点施設について、耐震診断・改修及び天井脱落防止対策等非構造部材の耐震対策等の実施を指導し、耐震性の確保に努める。

(2) 住宅等の耐震対策

ア 地震対策に関する一般的な相談には、防災関係機関の協力を得て、その指導にあたる。

イ 老朽木造住宅や宅地の耐震性等について、診断及び補強方法等を指導する。指導にあたっては、建築技術者及び関係団体等の組織を活用する。

(3) 特殊建築物、昇降機の地震対策

ア 指定された用途で一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の昇降機について、定期報告制度及び維持保全計画の作成等その徹底を図り、維持保全に対する認識の向上に努める。

イ 建築物の防災性能の保持及び既設エレベーターの耐震改善等、防災上必要な指導、勧告を行う。

(4) 落下物対策

窓ガラス、外装材、屋外広告物等の落下物による災害を未然に防止するため、市街地の道路沿いにある3階以上の建築物を調査し、改修指導に努める。

(5) 液状化対策等

大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

第4 建築物の石綿飛散防止

1 現況

災害によって被害等を受けた建築物に起因する石綿の周囲への飛散を防止する必要がある。

2 対策

環境省水・大気環境局大気環境課が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」等に基づき、情報収集・伝達体制及び応急措置体制の整備を図る。

第5 ブロック塀、石塀等

1 現況

ブロック塀等の安全性については、建築基準法施行令等に基づく審査、指導を行い耐震性の確保を図っているが、既存のものについては地震に対して脆弱である。

2 対策

(1) 既存のブロック塀等に対する耐震補強等の必要性について、リーフレット等を配布して改善を指導する。

(2) 関係業界に対しては、適正な設計、施工を指導し、倒壊による災害を防止する。

第6 家具等の転倒防止

1 現況

地震によって、家具、冷蔵庫、テレビ等が移動、転倒し、また、柱や壁に掛けられた時計、額縁、装飾品等が落下して、人的被害や火災の発生原因となるおそれがある。

2 対策

(1) 家具類等は、固定金具、転倒防止金具、テープ等で固定・連結し転倒を防止する。

(2) ピアノや電気製品等は、キャスタ又は金具で移動を防止する。

- (3) 食器類の収納方法や落下防止に留意し、また、ガラス周辺から転倒しやすい物品を除去し、ガラスの飛散を防止する。
- (4) 自動販売機は、その場に倒れるよりも道路に滑り出し倒れることが多い。このため、設置については日本工業規格の「自動販売機の据付基準」に基づいて設置するよう啓発を促す。

第7 居住空間内外の安全確保対策

市は、液状化対策、宅地造成地安全確保対策、土砂災害対策、屋外転倒物・落下物の発生防止対策の推進等により、居住空間外の安全確保対策を推進する。

第5節 公共施設災害予防計画

担当部署	対策の概要
■ 各部局（施設管理） ■ 防災関係機関	☐ 土木施設の耐震化対策の推進 ☐ ライフライン施設の耐震化対策の推進 ☐ 社会福祉施設等関係機関の耐震化対策の推進及び調整

第1 計画の方針

道路、橋りょう、上下水道、ガス、電気、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活、社会経済活動及び防災活動上極めて重要であり、これらの施設の管理者は、各施設の維持管理体制を強化するとともに、計画的に施設の整備改善に努め、施設災害の防護を図る。

第2 道路及び橋りょう施設

1 現況

当地域における国、県、市が管理する道路は、自動車利用の拡大により年々過密化している。このため道路網の整備が急務であり計画的に進められている。

地震による道路被害は、沖積層地域では亀裂、陥没、沈下、隆起等が、高盛土では地すべり・崩壊、切土部や山裾部においては土砂崩壊、落石等が予想され、また、沿岸部には液状化が発生しやすい砂丘や沖積低地がある。

橋りょうについては、経年及び地盤沈下等による老朽化、又は、耐震強度不足等、落橋防止対策を必要とするものがある。

2 対策

（1）道路施設等の耐震点検と対策工事

ア 道路近接法面の路面への崩壊及び路体の崩壊が予想される箇所を把握するため「道路法面、盛土崩壊危険地調査」を実施する。

イ 道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破損等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するとともに、道路の改築や新設にあたっては、耐震基準に基づいた整備を図る。

ウ 道路の新設や改築の整備に併せて、植樹帯の形成及び沿道の不燃化の促進など防火帯としての機能向上を図る。

（2）避難階段等の整備

市民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地震の揺れを考慮した避難階段を

整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

(3) 橋りょう等の耐震点検と対策工事

ア 道路防災総点検で作成される施設諸元のデータベースに基づき、耐震性の評価を行い所要の対策を計画的に実施する。

イ 平成8年及び平成11年には、「橋、高架の道路等の技術基準」(道路橋示方書)が改定され、新設橋りょうについてはこれに基づいて耐震設計を行う。

また、老朽橋についても、この基準により架替を行う。

ウ 道路パトロール等による日常点検を実施し、適正な補修を行う。

第3 河川管理施設

1 現況

本市を流れる河川として、滝川、比詰川等の2級河川、大增川、安田川等の準用河川、また、これらの支流や単独で日本海へ流れる中小河川が数多くあり、山地を浸食し、開折して谷をつくり、下流部に平坦地を形成している。

一方、これらの河川には、堤防、護岸、水門、橋りょう等の施設が多数あり、地震の発生により堤防の亀裂、沈下、法面崩壊及びコンクリート構造物等が破損するおそれがある。

二級水系河川一覧

河川名	延長 (m)	河川数	管理	管理指定等
鮎川川	2,480	1	県	重要水防区域
滝川	7,400	1	県	重要水防区域
賀茂川	4,502	3	県	
比詰川	3,400	1	県	重要水防区域
小深見川	2,700	1	県	

2 対策

(1) 施設、設備の点検

河川管理施設の地震動に対する機能を失するような大規模な被災の原因は、基礎地盤及び堤体の液状化であり、市は県が実施する「河川構造物の耐震性能照査指針」に基づく耐震診断の実施に協力する。

(2) 耐震性の強化

市は県と連携して、診断結果を踏まえ、重要度に応じて耐震補強を推進する。

第4 水道施設

1 現況

水道施設は取水から末端給水に至るまで広範囲にわたっている。構造物の安全性は比較的高いのに対し、管路は地震に対して脆弱である。

2 対策

(1) 施設の防災性の強化

ア 地震に対する施設の安全性を向上させるため、浄・配水施設等基幹的水道施設の建設に際しては、津波や土砂災害等の地震被害を受けにくい箇所に選定するとともに、耐震構造により建設する。

イ 既存の施設において、耐震診断等の結果により地震による被害が予想される場合は、最新の基準や準拠示方書等に基づいて必要な改良又は更新することを検討する。

ウ 基幹病院や防災拠点等、人命の安全に関わる重要施設への供給ラインについては、地震災害によって供給が遮断されないよう、重点的に耐震化を進める。

エ 施設の新設・更新に際しては、地盤の状況等を勘案した上で、耐震性の高い構造とする。

(2) 応急給水体制と資器材の整備

ア 地震により被害を受けた場合、住民が必要とする最小限の飲料水及び生活用水を確保するため応急給水の実施体制を整備する。

イ 応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

(3) 災害時の協力体制の確立

ア 企業管理者は、飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、日本水道協会秋田県支部が定める「水道災害相互応援計画」に基づき応援を要請する。

イ アによって処理できない場合は、自衛隊に対する応援要請を要求する。

第5 下水道施設

1 現況

本市の下水道は生活環境の改善、降雨時の浸水防止、河川等の公共水域の水質保全などにおいて重要な施設であり、雨水ポンプ場は耐震、耐火等の対処がなされているが、管路は地震に対して脆弱である。

2 対策

(1) 管渠

ア 液状化しやすい地区や埋戻し土が液状化するおそれのある箇所の下水道管渠のうち「重要な幹線等」を重点に液状化対策を実施する。

イ 新たに下水管渠を布設する場合は、保持すべき「流下機能を確保できる性能」を確保する。特に軟弱地盤などにおける管渠には、管渠とマンホールの接合部に可とう性伸縮接手の使用や埋戻し土の液状化対策等を実施する。

(2) 雨水ポンプ場

ア ポンプ場は公共下水道の根幹を成す施設として重要なことから、定期点検を行い異常発見時に適正な対応をする。特に下水管渠の連結箇所は破損しやすいので、速やかに補強を行う。

イ 設計にあたっては「下水道施設の地震対策マニュアル」及び「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づいて行う。

(3) 汚水マンホールポンプ

ア 定期的な点検を行い、異常発見時には適正な対応により、正常運転を確保する。

(4) 施設の液状化対策の推進

地域特性及び地盤を調査し、液状化の可能性のある場合は、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を適切に実施する。

また、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

第6 電気施設

1 現況

当市で消費する電力のほとんどは、県内の各発電所からの供給によるものである。これらの電力を安定供給するため電気施設の耐震性の強化、被害軽減のための諸施策の実施、応急復旧に必要な体制の整備に努めている。

2 対策

(1) 設備の耐震性の強化

ア 過去に発生した地震被害の実態等を考慮して、各施設の被害防止対策を講じる。

イ 地震により不等沈下や地すべり等のおそれのある軟弱地盤にある設備の基礎を補強する。

ウ 新たに施設、設備を建設する場合は軟弱地盤を避ける。

(2) 電気施設予防点検

定期的に電気施設の巡視点検を実施する。

(3) 災害復旧体制の確立

ア 情報連絡体制を確保する。

イ 非常体制の発令と復旧要員を確保する。

ウ 復旧資材および輸送力を確保する。

(4) 防災訓練の実施

ア 情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を部門別に、又は総合的に実施する。

イ 各防災機関の実施する訓練に参加する。

第7 鉄道施設

1 現況

地震発生時における鉄道輸送力を確保するため、各施設の耐震性の強化、被害軽減のための諸施策の実施、防災器具等の点検整備、関係社員の出勤、応急復旧のための体制の整備に努めている。

2 対策

(1) 施設、設備の点検

耐震性を考慮した線区防災強化を推進するとともに、必要により点検を実施する。

(2) 列車防護措置

ア 震度4以上と認められる地震が発生したときは、定められた運転規制を行い、列車の安全を確保する。

イ 乗務員に対する情報の伝達は、地震の発生と同時に無線等により行う。

(3) 防災訓練及び資機材の整備

必要に応じて非常招集等の防災訓練を行うとともに、必要な資機材を整備する。

(4) 情報連絡体制確保

鉄道の運転規制時における乗客等の混乱を避けるため、運行状況や復旧の見通しなどの広報が行えるよう、鉄道事業者、市及び報道機関が、それぞれの機関及び機関相互間において情報収集・連絡体制の整備を図ることにより、乗客等への迅速な情報伝達を確保する。

(5) 安全確認手順等の社内体制の充実

災害発生時における安全確保のための運転規制や、早期運転再開のための安全確認手順等を確立するほか、内部での情報連絡手段や関係機関との通信手段を確保するなど、

社内体制の充実に努める。

第8 社会福祉施設等

1 福祉施設

(1) 現況

市内には、高齢者、障がい者等の要配慮者が入所又は通所している社会福祉施設があり、介護や日常生活訓練を受けながら生活している。

(2) 対策

ア 市及び社会福祉施設等の管理者は、地震災害の発生に備え、停電や回線のふくそう等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

イ 社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、避難に備えた着替えや防寒具等の、避難所での備蓄など持ち出し品の確保に時間を掛けない工夫を平常時から行っておくよう努める。

ウ 地震発生に際しては、入所者等へ早期周知を図ることが被害の拡大を防止するため有効な方法であるので、職員が迅速かつ冷静に入所者等への周知を図れるよう平素から訓練を実施する。

エ 施設の管理者は自衛防災組織を編成するとともに、消防機関等関係機関と具体的に十分な協議を行い、施設の実態に即した防災計画を策定し、この計画に基づいて定期的に避難誘導訓練等を実施する。

また、災害時の現況及び避難先等、保護者への連絡体制を整備する。

オ 防火管理体制については、定期的に自主点検を実施し、地震による火災等の危険性の排除に努める。

カ 地域住民と連携を密にして協力体制を確立し、地震が発生した場合に、応援が得られるように平素から地域住民の参加協力を得た防災訓練を実施する。

2 病院等

(1) 現況

市内には、男鹿みなと市民病院、医療法人等の医療施設があり、傷病者の収容及び治療、並びに予防対策指導等を実施して、地域住民の健康管理を図っている。

(2) 対策

ア 医療施設の自主点検の実施

地震による災害予防について管理者が定期的に自主点検する。

イ 避難救助体制の確立

入院患者については、日頃から病棟毎にその状態を十分把握し、高齢者、障がい者など自力避難することが困難な患者についての避難救助体制を確立する。

特に、休日・夜間についての避難救助体制や、消防署等へ直ちに通報する体制の確立を図る。

ウ 危険物の安全管理

医療用高压ガス、放射性同位元素等の危険物については、地震等の災害発生時における安全管理対策を講じる。

エ 職員の防災教育及び防災訓練の徹底

万一の災害に備えて職員の業務分担を明確にし、防災教育を徹底するとともに定期的な防災訓練を実施する。

オ 非常用電源の確保

施設設置者は、自家発電装置等の非常用電源等の整備に努め、不測の事態に備えたバックアップ体制、搬送体制を確保しておく。

(ア) ライフラインの確保に係る貯水タンク、自家発電装置等の整備

(イ) 水道、電気、燃料、電話等の災害時優先使用と優先復旧契約

(ウ) メンテナンス会社との災害時優先復旧工事契約

第9 港湾

1 現況

本市における港湾は、重要港湾の船川港と地方港湾の戸賀港がある。船川港は流通の拠点港、石油備蓄基地として、また、戸賀港は沿岸航行船の避難港及び漁業基地としてそれぞれ整備が進められている。

2 対策

(1) 港湾施設

港湾施設は、災害発生初期における避難・救助・緊急物資及び復旧資材等の緊急輸送の拠点として極めて重要な役割を果たす施設であるばかりでなく、災害発生後長時間にわたり、一定の生産活動及び生活活動の確保に必要な最低限度の物流機能を維持するため極めて重要な施設である。

このため、港湾管理者は、特に耐震性を考慮した耐震強化岸壁を整備するとともに、施設の維持管理に努める。

(2) 漁港施設

漁港管理者は、耐震性を考慮した岸壁及び防波堤等の漁港施設整備を行う。

第6節 農業災害予防計画

担当部署	対策の概要
■ 産業建設部 ■ 防災関係機関	☐ 農地及び農業用施設等の地震防災対策の推進

第1 計画の方針

地震による農業被害を未然防止するため、農地及び既設の農業用施設等の補強、改修を計画的に推進するとともに、施設等の新設、改修にあたっては耐震性の向上を図る。

第2 農地及び農業用施設等

1 現況

農業人口高齢化による減少と安定収入の確保から兼業農家が増加傾向にあり、農地及び農業用施設等の維持管理の低下、施設が老朽化しているものがある。

2 対策

- (1) 地震によって決壊又は転倒のおそれのある農業用ため池、頭首工、樋門、揚排水機場、水路等の農業用施設の管理者は、定期的に施設の安全点検を行い、必要な補修・点検整備を行うほか、老朽化等により改修が必要となった場合には、農村地域減災事業等を活用し、耐震化対策を含めた整備を図る。
- (2) 県及び市は、防災重点農業用ため池のうち重要度の高いため池については耐震性調査を順次実施し、耐震不足が判明したため池について、施設の管理者は貯水制限や監視体制の強化などの減災対策を講じるほか、必要に応じて耐震化補強工事を実施する。また、震度4以上の地震が発生した場合は、防災重点農業用ため池等の緊急点検を行い、異常が確認された場合は、必要な応急対策を実施する。
- (3) 地震によって水田の亀裂、農業水利施設等に被害がでた場合は、農作物に大きな影響が生じることから、亀裂部周辺への盛土、応急ポンプによる用水手当などの対策により、農業被害の防止、軽減を図る。

第7節 積雪期の地震災害予防計画

担当部署	対策の概要
■ 産業建設部	☐ 道路の除排雪・施設整備等の推進、
■ 総務企画部	☐ 家屋等の除排雪・施設整備等の推進
■ 防災関係機関	☐ 緊急活動体制の整備
	☐ 雪に強いまちづくりの推進

第1 計画の方針

積雪時の地震は、他の季節に発生する地震に比べ、積雪や低温により人的・経済的に大きな被害を及ぼすことが予想される。このため、市、防災関係機関は総合的な雪対策を推進し、積雪期における地震被害の軽減を図る。

第2 総合的な雪対策の推進

積雪期の地震予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の総合的、長期的対策の推進によって確立されるものであり、関係機関が相互に協力し、より実効のある雪対策の確立に努める。

第3 除排雪・施設整備等の推進

1 道路交通の確保

地震時には、各機関の実施する応急対策に伴う輸送の増大に対処するため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路確保対策を推進する。

(1) 除雪対策の強化

ア 一般国道、県道、市道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、各道路管理者相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、地形や除雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強を促進する。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 冬季交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。

イ 雪崩等による交通遮断を防止するため、必要に応じスノーシェッド、雪崩防止柵等

の施設の整備を促進する

2 除排雪施設等の整備

市は、道路、家屋、家屋周辺の除排雪を推進するため、市街地の生活道路の除排雪を計画的に実施するとともに流雪溝等除排雪施設の整備を図るほか、地域住民による除排雪活動に必要な除雪機械等の整備に努める。

第4 緊急活動体制の整備

1 通信手段の確保

市は、地震による通信の途絶を防止するため、所管する情報通信施設の地震防護対策を計画的に実施する。

また、中山間地域においては、集落の長、消防団長との通信手段を確保するため、防災行政無線の携帯機又は衛星携帯電話等の整備を図る。

2 除排雪・暖房用資機材の備蓄

市及び県は、防寒着、防寒用長靴、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボードなどの防寒・除排雪用資機材の備蓄に努める。

また、市は電源を必要としない暖房器具及び燃料等の暖房用資機材の備蓄に努める。

第5 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。なお自力での屋根雪処理不可能な要支援者世帯に対しては、地域ボランティアを育成し地域の助け合いによる相互扶助体制の確立を図る。

また、市は、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

2 積雪期の避難所の確保

積雪、堆雪に配慮した体系的街路を整理し、市街地の日常生活道路の除雪を計画的に実施するとともに、融雪施設等の面的整備を促進して、避難所の確保を図る。

第8節 災害対策拠点の指定及び整備に関する計画

担当部署	対策の概要
■ 総務企画部	☐ 地域防災拠点施設の指定
■ 防災関係機関	☐ 地域防災拠点施設等の整備

第1 計画の方針

市及び防災関係機関は、震災時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、応急措置を迅速かつ的確に実施するため、改修、補強など整備・拡充を図る。

また、震災時に必要となる防災物資及び資機材等の整備については、防災活動拠点と関連付けて整備・拡充を図る。

第2 指定防災拠点

地域防災拠点は、各地域が交通や通信手段等の混乱などにより一時的に孤立無縁の状態に陥るような場合においても、必要不可欠な災害応急対策を講ずるための市の現場活動拠点となる。

本市の防災拠点は、秋田県地域防災計画の要件から次の施設等が挙げられる。

1 指定防災拠点

市役所、若美支所、消防本部、消防署（分署含む。）、警察署、男鹿みなと市民病院、生活関連物資備蓄拠点、航空自衛隊第33警戒隊の施設、県出先機関庁舎、指定行政機関の事務所等

2 指定防災拠点以外の防災上重要な施設

各コミュニティセンター、文化会館、男鹿市総合体育館、若美総合体育館、学校施設等、消防団器具置場・詰所、避難所、避難場所、医療機関、福祉施設、水源施設、自主防災組織の活動拠点、災害ボランティアの活動拠点となる施設、道の駅、その他の防災拠点となるべき施設等

第3 防災拠点施設等の整備促進

1 防災拠点施設等の整備

（1）防災拠点型建物（市庁舎、消防署等）、避難型建物（学校、体育館等）、入所型建物（病院、社会福祉施設等）は、災害応急対応、救助、救護及び避難活動を実施する上で重要と

なるため、高い耐震性が要求される。このため、耐震診断を実施し、建替、改修及び補強に取り組む。

- (2) 災害時に防災活動のベースキャンプや住民の避難地、物資の流通配給基地等に活用される公園は、避難場所としての防災化を図る。

2 防災拠点機能の確保・充実

- (1) 市は防災中枢機能を果たす施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。
- (2) 市は、防災拠点施設において物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段を確保する。
- (3) 市は、庁舎等の防災拠点について被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討する。また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保について最低3日間の発電が可能となるよう燃料の備蓄等に努める。

3 備蓄倉庫の整備

市は、災害時における被災者の安全な生活の確保に必要な生活関連物資等の確保対策の一環として、備蓄倉庫及び備蓄拠点の整備について、計画的な推進を図る。

また、保管場所については、被災者の避難生活も考慮し、避難所等に指定されている学校、公民館等の避難収容施設のスペース活用についても配慮する。

第9節 災害時の生活関連物資等の備蓄計画

担当部署	対策の概要
■ 市民福祉部	☐ 食料及び生活物資等の備蓄
■ 総務企画部	☐ 燃料の調達、供給体制の整備
■ 防災関係機関	☐ 備蓄倉庫等の整備

第1 計画の方針

自助・共助・公助の考え方を基本に、災害時に必要となる物資を家庭や自主防災組織がそれぞれ備蓄するよう啓発するとともに、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識のもと、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄や分散備蓄などに対して配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、公助による円滑な物資供給の体制整備に努める。

第2 基本的な考え方

県の地震被害想定調査（平成25年8月）の被害想定では、食料、飲料水、仮設トイレ等の不足容量が示されている。

市は、これらの被害想定結果を踏まえ、県及び関係機関の協力を得て地震災害時の生活関連物資の備蓄・整備に努める。

第3 食料及び生活物資等の備蓄

1 公的備蓄

市は、地震被害想定及び県地域防災計画に定める備蓄計画に基づき、500人分の3日分の生活支援物資を備蓄することとし、男鹿市災害備蓄物資表に基づき順次推進する。

2 流通備蓄

食品及び生活必需物資等については、物資の性格上流通備蓄を基本として、民間業者との協定に基づき調達するほか、さらなる協定を締結するなど、その調達体制に努める。

3 市民の備蓄

市は、市民に対し家庭内備蓄の徹底を図るとともに、事業所等による備蓄協力についても適切な指導に努める。

（1）市民への家庭内備蓄の指導

3日分以上（推奨1週間）の食料、飲料水、生活必需品、マスク等の感染症予防用品について家庭内備蓄を励行し、広報等を利用してその普及に努める。

(2) 事業所や自主防災組織等への食料、生活必需品、飲料水等の備蓄指導

災害発生時に備え、市内の事業所や自主防災組織等における食料、生活必需品、飲料水等の備蓄について協力を要請する。

第4 備蓄品目及び数量

備蓄品目及び数量については、男鹿市の災害備蓄物資表のとおりである。

第5 燃料の確保

1 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、石油油槽所から直接給油可能な石油元売り大手との災害時契約等を締結するなどして、燃料の確保に努める。

2 燃料管理等の普及啓発

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、市民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

第6 医薬品の確保

医薬品については、医療の専門的な分野に属するものであることから、秋田県災害医療救護活動計画に基づき、医療機関及び薬剤師会等が主体となって整備する。

市においては、避難所又は救護所等における応急手当などに必要な救急セット、マスク等の感染症予防用品等の整備を行う。

第7 備蓄倉庫等の整備

現在、市の既設公共施設や小・中学校の余裕教室を活用し、生活関連物資等の備蓄を図っているが、今後、備蓄倉庫の整備について計画的な推進を図る。

保管場所については、次のとおりである。

若美支所、各コミュニティセンターの他、市内各学校施設等の公共施設

第10節 緊急輸送のネットワークに関する計画

担当部署	対策の概要
■ 総務企画部	☐ 緊急輸送自動車の確保
■ 産業建設部	☐ 緊急輸送道路の確保
■ 市民福祉部	☐ 臨時ヘリポートの設定
■ 観光文化スポーツ部 防災関係機関	☐ 海上輸送の環境整備

第1 計画の方針

大規模な地震災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。

このため、災害時における被害者や応急対策活動に必要な人員、物資等の円滑な輸送を図るため、緊急輸送路及び輸送手段等の確保について、あらかじめ体制の整備に努める。

第2 陸上輸送の環境整備

- 1 市は、災害時に緊急車両が優先的に通行できるよう、事前に特に重要となる道路(以下「緊急輸送道路」という。)を選定し、これらが有機的に連結できるよう秋田県が定めた「緊急輸送道路ネットワーク計画」との整合性を図り、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、道路の新設や防災拠点の移動などの状況の経年変化や最新の津波浸水区域などの被害想定調査結果を反映する等、必要に応じて適宜見直しを行う。

(1) 第1次緊急輸送道路ネットワーク

県庁所在地、地方都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

(2) 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市役所、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)を連絡する道路

(3) 第3次緊急輸送道路ネットワーク

その他の道路

2 集積場所・輸送拠点

災害時における物資の受け入れ、一時保管及び市内各地域への配布を効果的にこなうため、輸送拠点及び集積場所を指定する。指定された施設については、災害が発生した場合、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

3 緊急輸送自動車の確保

市は、災害時の緊急輸送車両として、市保有車両を確保するとともに、民間業者との応援体制を整備する。

第3 航空輸送の環境整備

1 臨時ヘリポートの設定

(1) 設定基準

ア 30m×30m以上の面積があり、周囲に障害物のないこと。

イ 施設の周囲のうち、少なくとも1～2方向に電柱、高圧線、煙突、その他の高層建築物がないこと。

ウ ヘリコプターの離着陸に際しては、約20m/sの横風が発生するので、その風圧を考慮すること。

(2) 設置予定地

市街化の状況に応じ、市内全域について空輸による緊急輸送が可能となるよう、臨時ヘリポート予定地の確保に努める。

2 建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備

市は、大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関ヘリコプターの応援活動が円滑に行えるよう、建物屋上(病院、役所、学校等)に、あらかじめ割り振りをした番号や施設名称を塗料で大きく表示するなどの対空表示、いわゆるヘリサインの整備について検討する。

3 集積場所

空輸輸送による集積場所の確保に努める。指定された施設については、災害が発生した場合、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

第4 海上輸送の環境整備

1 港湾等管理者は、緊急輸送道路ネットワーク計画により防災拠点として位置づけられて

いる施設について、耐震化の整備等を進め、海上輸送拠点として緊急輸送活動を支援するために必要な施設の確保に努める。

2 港湾施設の整備

大規模な地震災害が発生した場合、避難者の海上輸送や緊急物資等の輸送終了後、被災した港湾施設が復旧するまでの間、最小限の港湾機能を保持するための整備を図る。

第1 1 節 行政機能の維持・確保計画

担当部署	対策の概要
■ 総務企画部	☐ 業務継続計画(B C P)の策定 ☐ 各種情報のバックアップ

第1 計画の方針

大規模な地震災害発生時においても、応急対策業務及び優先度の高い通常業務を行うため、業務継続計画（BCP）に基づき業務継続性の確保を図る。

第2 業務継続性の確保

市は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況等の変化等に応じた体制の見直しなどを行う。

業務継続計画には、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第3 各種情報のバックアップ

市は、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報、及び測量図面等データの整備保存、並びに複数のバックアップデータを作成するなど、バックアップ体制の強化等による重要データの消失防止に努める。

また、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。